

## 論文

## 国際 NGO の政策提言活動

— 国際有機農業運動連盟と EU オーガニック政策をめぐる —

郡山昌也\*

## はじめに

21世紀に入り、インターネットをはじめとする通信技術の発達とグローバリゼーションの影響によりあらゆる面で世界の相互関連性の高まった世界では、様々な地球規模の問題が起きている。なかでも20世紀後半から続く地球環境問題には、オゾン層の破壊、重工業などの産業による環境汚染、生物多様性の減少、森林破壊、地球温暖化などがある。その他にも、アフリカをはじめとする開発途上国と先進国の経済格差の拡大、飢餓や貧困問題、テロや紛争、経済や金融のグローバリゼーションによる行き過ぎた多国間投資による経済危機などが起きている。農業に関係する地球規模の環境問題では、農業・化学肥料の使用過多や遺伝子組み換え作物（GMO）による環境汚染などがあげられる。

カルドー [カルドー 2007: 18] によれば、これらの問題を解決するためには、各国政府だけでなく、国連などの国際機関、多国籍企業に加えて第3のアクターである国際 NGO などに代表される市民社会が参加して、規制や改革を進めるなかで解決していくことが重要だという。現在、国際 NGO に代表される市民社会のアクターは、地球環境問題をはじめとしたグローバルな諸問題に対して「国益」を超えた「地球益」

を求める活動を展開している。それは、これまでのように各国の政府や国連などの国際機関による国家間の協力体制だけでは問題を解決できないケースが増えているからである。これらの団体はその長年の国際的な公共領域への貢献が認められた、非営利（NPO）でかつ非政府組織（NGO）である。欧米における NGO や NPO は、国連機関や各国政府、多国籍企業のカウンターパートとしてそれぞれの専門分野で各国政府や国連などの政府間機関と協力して、政策提言活動を通じて政策決定などにも深く関与している。馬橋憲男・高柳彰夫 [馬橋・高柳 2007: 14] は、東欧諸国の民主化をきっかけに、また欧米社会における福祉国家の行き詰まりや世界の多くの地域における NGO や NPO の発達を背景に、市民社会という言葉が再び盛んに使われるようになったという。今日では、政府、市場や企業から独立した3つめの領域として市民社会を捉えるのが一般的になっている。

1990年代のヨーロッパを中心とした市民社会では、対人地雷禁止条約や国際刑事裁判所（ICC）の設立、地球規模の気候変動に関する国際条約などの人道主義的、コスモポリタンの国際法の発展に国際 NGO などのトランスナショナルな市民社会ネットワークが大きな役割を果たしてきた。カルドー [カルドー 2007:

\* 早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年

138] は、これらの団体がアドボカシー活動や政策提言活動を通じて及ぼしてきた影響に注目して「グローバル市民社会論」を展開している。

本論文では、地球環境問題のなかでも農薬や化学肥料の使用過多や遺伝子組み換え作物(GMO)による地球規模の環境汚染の解決を目指して有機農業の発展に取り組む国際 NGO や環境 NGO の政策提言活動について取り上げる。

2006年、FAO(国連食糧農業機関)は、有機農業をこれまでの農薬や化学肥料に依存した農業に対する重要で著しく効果的な代替案であると認めた。各国で増えている有機農業の導入は、貧困との闘い、食糧安全保障の改善、環境破壊の減少、そして生物多様性の保全に役立っている。ここで言う有機農業とは、政府間機関ではコーデックス(CODEX:国際食品規格)委員会、民間団体では世界の有機農業運動を代表するIFOAM(国際有機農業運動連盟)が策定している国際的な有機基準を満たす「農薬や化学肥料と遺伝子組み換え技術を基本的に使用しない」有機的で持続可能な農業を指す。

EUは1990年代から急速に発展した有機農業とオーガニック市場の成長で世界をリードした。それを支援したふたつの政策(これをEUオーガニック政策と呼ぶ)「有機食品の表示規制[EEC/2092/91]」と「農業環境政策[EEC/2078/92]」に関して、国際 NGO が政策提言活動(アドボカシー)やロビー活動を通じて欧州委員会(農業・農村振興総局)に対してどのような影響を及ぼしたかについて議論する。主に注目するのは1970年代から有機農業の拡大を世界規模で展開してきた国際 NGO (本部ドイツ)のIFOAM(国際有機農業運動連盟)やEUに本部のある国際環境 NGO である。<sup>(1)</sup>

先行研究として、国内の研究に関してはEU全般の有機食品システムに詳しい大山利男[大

山 2003]や、欧州の農業環境政策に詳しい横川洋[横川 1999]や合田素行[合田 2002]などが参考になる。ただ、これらの研究は必ずしも国際 NGO の政策過程への影響に注目したのではないため、本稿ではどのような経緯(政策提言活動)で政策にどのような影響を及ぼしたか確認する。EUのオーガニック政策についてはランプキン、フォスター、パデル[Lampkin et al. 1999]らの研究、英国の共通農業政策(農業環境政策)についてはエデルとトマソン[Egdell and Thomson 1999]らの研究が詳しい。これらの研究では、有機農業 NGO と環境 NGO の両方を対象にはしていないので、本稿では「農業環境政策」に関する有機農業 NGO と環境 NGO の政策提言活動について研究する。

本稿では、まず1990年代から成長を続けるEUの有機農業とオーガニック市場に関する実態をEUオーガニック政策による影響と共に概観する。2節では1節で確認した状況に対応して、国際 NGO であるIFOAM(国際有機農業運動連盟)が有機認証制度の導入に関して、独自の「オーガニック基礎基準」をモデルにした政策提言活動などを通じて積極的に関わったことを確認する。「IFOAMオーガニック基礎基準(IFS)」とは、IFOAMが1980年に策定し、改訂を続けている有機認証制度における検査・認証のための民間による有機生産の基準である。

3節では、有機農業の生産者を財政的に支援する共通農業政策(CAP)改革による農業環境政策の導入に対して、国際環境 NGO が政策提言活動やロビー活動を通じてどのような影響を与えたかを検証する。

## 1. EUの有機農業とオーガニック食品市場

有機農業の成長(生産)とオーガニック食品市場の発展(消費)はお互いに不可欠な存

在である。オーガニック市場の発展がなければ有機農業による生産物は買い手がつかず成長できないし、また有機農業の成長による生産物の供給拡大なしにはオーガニック市場の成長はありえない。ここでは、EUの有機農業とオーガニック食品市場が急速な発展を続けていることが、ふたつのオーガニック政策「有機食品の表示規制 [EEC/2092/91]」と「農業環境政策 [EEC/2078/92]」の支援によるものであることを検証する。これは、それぞれ「有機認証制度」と「環境直接支払い制度」の導入を決めた政策である。

この節では、消費者の環境問題の深刻化による環境意識の高まりや食品汚染事故による食の安全意識の高まりとの関係も探る。そして、有機農業とオーガニック市場発展の鍵となった「有機認証制度」に対する国際 NGO の IFOAM や EU 加盟各国の有機農業団体（オーガニック NGO）が政策提言活動などを通じてどのように関与したのかについて検証する。

EU の有機食品の表示規則や農業環境政策に関する欧州における先行研究に関しては、EU 有機農業研究の拠点のひとつでもあるホーエンハイム大学が出版しているランプキン [Lampkin et al. 1999] らによる『ヨーロッパの有機農業：経済と政策』-EU の有機農業のための政策と規制環境- シリーズを参考にした。日本における先行研究に関しては、大山利男 [大山 2005]、長松美希 [長松 2004]、合田素行 [合田 2002]、日本有機農業学会編 [日本有機農業学会 2002] などが参考になる。

### 1-1. 成長を続ける EU の有機農業

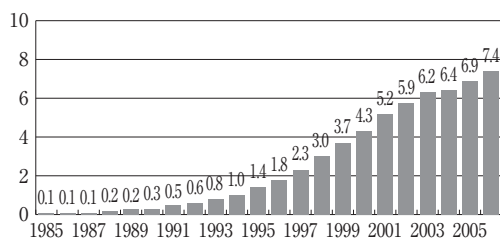
ヨーロッパでは、有機農業やオーガニック食品市場が 1990 年代の急成長の勢いをほぼ保ったまま引き続き伸びている。国際 NGO アイフォーム「IFOAM（国際有機農業運動連盟）」が 2009 年に発表した統計 [IFOAM 2008: 156]

によると、ヨーロッパにおいて有機農業で栽培されている面積は EU 加盟国（27 カ国）で 780 万 ha である。これはヨーロッパの全農地の約 4% に当たる（2007 年）。有機農業の割合の高い国はオーストリアの 13%、スイスの 12%、イタリアとエストニアが 9% である。それ以外にもスウェーデン 7%、ギリシア 8%、ポルトガルで 7% 以上、ドイツも 5% 近くを有機農業による生産が占めている（2006 年）。

横川洋 [横川 1999] によれば、EU では有機農業や環境保全型農業に取り組む生産者を支援する「農業環境政策（環境直接支払い制度）」が 1992 年に制定されて 1994 年に施行された。この施策が慣行農法から有機農業への転換を大きく後押しした。この農業環境政策と呼ばれる「環境保護と田園の景観維持のための要件と両立する農業生産方法に関する規則 [EEC/2078/92]」は、1992 年に実施された CAP 改革（マクシャリー改革）の一環として導入された。

この政策で、農薬や化学肥料の使用過多による地下水汚染や野生動物に対する悪影響などの環境問題を改善するために、生産者が休耕や粗放化生産や環境保全プログラムに参加することを条件に生産者に環境財を生産する為の費用を市場から切り離して直接補償金として支払うことを決めた。この環境直接支払い制度では被ったコストと放棄した所得が補償される。この政策の導入により慣行農法から有機農業へ転換する期間における経済的なりリスクが減ったことが生産者を後押しして、1990 年代の EU 有機農業の発展に大きく貢献した。

表1 ヨーロッパの有機農業で耕作された面積の推移 1985年～2006年(単位:100万ha)



出典: Willer and Yussefi 2008:118

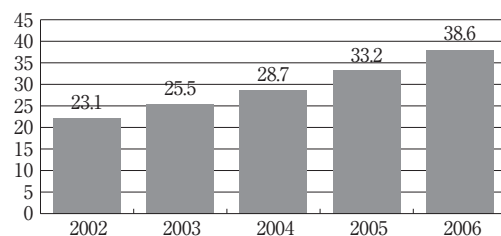
### 1-2. 発展を続けるEUのオーガニック市場

では、ここで1990年代から継続的な発展を続けるEUオーガニック市場について見てみよう。IFOAM [IFOAM 2008: 157]によれば、世界のオーガニック食品に対する需要は、2007年の国際的な売上げで461億ドル(約4.9兆円)に達して、昨年に引き続き力強い伸びをみせた(※一昨年のデータなので世界経済危機の影響はまだ受けていない)。ちなみに2007年アメリカのオーガニック市場の規模は200億ドル(2.1兆円)を超えている。2006年のシェアは2.8%で成長率は約21%だった。2011年には、世界の有機農業市場は約6兆円に達するという予測もある。現在、オーガニック食品の消費者からの需要は、アメリカとヨーロッパに集中しており総売上げの約97%を占める。ヨーロッパはオーガニック食品の最大で最も洗練された市場と言われている。その規模は2007年で約250億ドル(約2.6兆円)に達した。2006年のオーガニック食品市場のシェアは、オーストリアで5.4%、デンマークで5%、スイス4.5%、ドイツ2.7%、イギリス2.5%、スウェーデン2.5%、オランダ2%弱と続く。欧州のなかでも引き続き高い成長を続けるイギリスの成長率は年間約20%、ドイツで18%を維持している。

EUでは、1991年にオーガニック食品の表示に関する規則「農産物の有機的生産ならびに農産物及び食品の表示規則 [EEC/2092/91]」が

制定された。これにより、商品の生産過程がオーガニックであることを検査し、認証された生産物しか有機農産物と表示できないことを決めた「有機認証制度」が導入された。オーガニック食品の検査・認証による生産工程の保証が、消費者のオーガニック食品に対する信頼を獲得して、オーガニック市場の急成長の後ろ盾となった。

表2 有機食品の世界マーケットにおける成長 2002年～2006年(単位:10億ドル)



出典: Willer and Yussefi 2008:54

### 1-3. EUオーガニック市場発展の背景

1980年代のEUにおいて、有機産品を原料に製造されたオーガニック食品は、安全な食品であることと同時に農薬や化学肥料を使わないことで環境を汚染しない食品として広まった。

オーガニック食品の当初の消費者層は、環境問題に関心が高く健康志向も強い消費者であった。1986年には、ソ連で発生したチェルノブイリの原発事故により広域の農作物や加工食品が汚染される事件が起きた。当時は、北海でのアザラシの大量死、ライン川の汚染、酸性雨の深刻化などヨーロッパを覆う国境を越える深刻な環境問題も発生していた。1987年には「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」による『Our Common Future(我ら共通の未来)』が公表されて「持続可能な開発(Sustainable Development)」という言葉が広がるきっかけになった。そして、1991年には農薬や化学肥料を多用した集約的な農業による化学肥料や集約的畜産(糞尿の流入)を原因とし

た硝酸塩による環境汚染から、淡水、沿岸、海水の水質を保全するための「農業起源の硝酸塩による汚染に対する水質保全対策に関する EU 指令 [EEC/676/91]」（硝酸塩指令）が制定された。これらのことから市民の環境問題への関心の高まり、環境に負荷の少ない有機農業への関心につながっていった。

その後、消費者がオーガニック食品のよさに大きく気づききっかけとなったのが、食品汚染事故だ。その最も大きな要因が 1985 年にイギリスで発生した「牛海綿状脳症（通称 BSE：狂牛病）」である。1992 年にはイギリスで BSE が大流行し、1994 年には人への感染が公表されてそのピークを迎える。これをきっかけに、畜産の飼料、加工原料、流通まで追跡できるオーガニック食品に消費者の注目が集まった。1994 年以降は、イギリスで発生した BSE がヨーロッパ各国へ波及していく。この後の 1996 年には、花粉の飛散による一般の植物への遺伝子汚染が心配される「遺伝子組み換え作物（GMO）」の本格的な生産が始まり、遺伝子組み換え生物（GMO）の脅威と「遺伝子組み換え食品（GM 食品）」が欧州にも上陸する。この事態を受けて、国際環境 NGO の地球の友やグリーンピース、有機農業団体で NGO のソイルアソシエーションなどによる反 GMO の政策提言活動やメディアを使ったキャンペーンが展開される。これにより、消費者の遺伝子組み換え生物（GMO）による環境汚染と遺伝子組み換え食品に対する安全性への懸念が広がり、遺伝子組み換え原料を含まないオーガニック食品への評価が高まった。また天笠啓祐 [天笠 2006: 56] によれば、畜産の疾病である「口蹄疫」の発生や、1999 年にはベルギーで大規模な畜産飼料（鶏肉・豚肉・卵）の「ダイオキシン汚染」事故が発生したことも追い討ちをかけた。第 2 節でも見ていくが、これらのことは欧州委員会の EU オーガ

ニック政策の決定過程にも影響を与えることにつながっていく。

ヨーロッパでは、日本の生協などによる産地直送や産消提携、専門流通事業者による宅配など「顔が見える関係」を謳ったオーガニック食品市場と違い、主に店舗による店頭販売でオーガニック食品市場が広がった。1970 年代は、地域の朝市や自然食品店がその中心だったが、1980 年にはドイツのスーパー「テグート」、アメリカの「ホールフーズ」、その翌年にはイギリスの「セーフウェイ」がオーガニック食品の販売を開始した。1991 年には、世界最大のオーガニック展示会「ビオファッハ」がドイツで初めて開催され、現在は世界各地で開催されている。これらの流通形態の変化によって、ヨーロッパのオーガニック食品市場は急速に成長を始める。このことも欧州委員会の EU オーガニック政策決定に影響を与えることになる。

ドイツでは 2000 年頃からオーガニック専門スーパーのチェーンが出現した。2 大勢力の 30 店舗あまりを展開する「ベーシック（Basic）」と「アルナトゥーラ（Alnatura）」では、独自のプライベートブランドを含むオーガニック食品専門の豊富な品揃えで、一般消費者を対象に大規模に販売している。

IFOAM の報告 [IFOAM 2008: 60] によれば、ドイツに比べるとオーガニック食品市場の発展が遅れたイギリスだが、1999 年の「有機畜産の認証制度」導入に先駆けて、2 大スーパーマーケットチェーンの「テスコ」や「セインズベリー」が自社開発のプライベートブランドのオーガニック食品を開発して大規模に展開した。それが消費者の大きな支持を得て、市場は急速に拡大している。2000 年には消費者の遺伝子組み換え食品に対する嫌悪感を受けて、「テスコ」と 3 番手の「アイスランド」がいったいの GM 食品排除を表明した。また、オーガニッ

ク食品に対する消費者の需要喚起は、英国ソールアソシエーションなどの有機農業団体（有機認証団体）や地球の友やグリーンピースなど環境 NGO などによる反 GM 食品キャンペーンなどを通じても行われた。他方で生協・スーパーなどによる雑誌やテレビなどのマスメディアを使った普及啓発活動も行なわれた。そしてドイツでは、SPD との連立政権を 8 年間担った 90 年同盟・緑の党の共同代表で当時、食料・農業・消費者保護省大臣のレナーテ・キュナストラが、2010 年までの有機農業の目標を 20% と定めて、国のオーガニックマーク啓発のための予算を執行した。そして、オーガニック食品の広報活動を行い有機農業の発展に貢献した [大山 2005: 25]。また、政府機関が有機認証機関を運営するデンマークやオランダでもオーガニック食品の普及啓発のためにテレビなども使った宣伝が行われ、消費者の認知率が確実に上がった。それ以外にも 2004 年に採択された EU の「オーガニック行動計画」でも、欧州レベルでのオーガニック食品の普及啓発が行われた。

## 2. IFOAM と EU の有機認証制度

第 1 節では、1990 年代から急速な成長を続ける EU の有機農業とオーガニック市場の現状と、それに重大な影響を及ぼしたと思われる消費者の環境意識と食の安全意識を高めた出来事やそれに対応した流通の動きとオーガニックに関するふたつの政策（EU 規則）について見てきた。

第 2 節では、EU における有機農業が、オーガニックビジネスとしてではなく有機農業運動、新しい社会運動のひとつとして始まったことを確認する。そして EU と世界の有機農業運動を代表する IFOAM や EU 加盟各国の有機農業団体が、EU の有機認証制度の要となる「EU オーガニック基準」の策定や、コーデックス委員会（国際食品規格委員会）の 1999 年に制

定されたオーガニックガイドライン策定を含むオーガニック食品表示規則の策定に対して、政策提言活動を通じてどのような影響を及ぼしたかを検証する。

### 2-1. IFOAM（国際有機農業運動連盟）

IFOAM の EU のオーガニック政策に関連する研究については、ランプキン [Lampkin et al. 1999] らによる『ヨーロッパの有機農業：経済と政策』やグリー [Greer 2002] の研究から見ていく。日本では、大山利男 [大山 2003]、澤登早苗 [澤登 2002]、日本有機農業研究会 [日本有機農業研究会 2002] が IFOAM のオーガニック基礎基準の翻訳を含めて紹介している。

IFOAM とは International Federation of Organic Agriculture Movements（国際有機農業運動連盟：アイフォーム）の略称である。1972 年にパリ近郊で設立されて以来、世界中で有機農業の普及に努めてきた会員組織（国際 NGO）で、世界的な規模の有機農業運動に関する国際統括団体である。本部はドイツのボンにあり、現在世界 108 カ国以上の約 750 団体（2008 年現在）が IFOAM に加盟している。構成メンバーは各国の小規模農家や有機農業団体、有機認証団体、コンサルタント、研究者、消費者、国際流通企業などである。

「IFOAM オーガニック基礎基準（IBS：有機基準を作るための基準）」と、「有機認証団体の適合性を認定するための認定基準（IAC）」は、世界各国の政府や有機認証団体によるオーガニック基準や検査・認証システムを構築するための国際ガイドラインとして尊重されている。IFOAM は、国連社会経済理事会（ECOSOC）に公式の諮問資格を持つ国際 NGO で、有機農業に関する基準の国際標準化や、それに関する政策提言活動、有機農業を通じたアフリカ、アジア、ラテンアメリカ等の開発支援、生物多様

性の保全に関する活動などを、FAO（国連食糧農業機構）や UNCTAD（国連開発貿易会議）、UNEP（国連環境計画）など国際機関との協力において行っている。また、有機農業に関するもうひとつの国際基準を策定しているコーデックス委員会の公式なオブザーバー資格を持つ IFOAM は、コーデックスのオーガニックガイドラインの策定過程では、スタッフを派遣して政策提言活動を展開した。制定後のガイドライン改訂にも積極的に関与している。また、ISO（国際標準化機構基準）からは公式の基準設定機関として認定されている [IFOAM: 2008]。

IFOAM の主な活動のひとつは、世界各国の政府が有機認証制度を導入する際に参考にしていく 1980 年に策定された「オーガニック基礎基準」の策定と改訂である。世界で最も有機農業とオーガニック市場が発展しているのが EU（欧州連合）である。その EU が有機認証制度を導入するために「オーガニック食品の表示に関する規則 [EEC/2029/91]」を制定した。その際に策定した「EU オーガニック基準」は、IFOAM のオーガニック基礎基準を参考にした。

日本の有機認証制度は、コーデックス委員会（国際食品規格委員会）の「有機ガイドライン（1999 年制定）」をベースにしているが、このガイドラインも IFOAM のオーガニック基礎基準を参考にして策定された [大山 2003: 29]。オーガニック食品の貿易を考えたとき、国家間の有機認証制度のベースになるオーガニック基準で格差がありすぎでは取引が成り立たない。世界各国のオーガニック基準が同等性を持つことで、オーガニック食品に対する消費者からの信頼が担保されたことも後押しをして、世界のオーガニック食品市場は順調な成長を続けていると言える。

## 2-2. 環境問題と有機農業運動と IFOAM

1-3 で見たように、EU で 1970 年代に始まった有機農業やオーガニック食品市場が 1990 年にかけて急速に発展した要因のひとつに、EU における環境問題の深刻化を受けた環境 NGO の政策提言（アドボカシー）活動やキャンペーンなどの影響による消費者の環境問題に対する意識の高揚がみられた。

ミカエルセン [Michelsen 2001: 7] によれば、EU の有機農業は環境問題の解決を考えた有機農業団体による有機農業運動として始まった。そして有機農業は、主流の（農薬や化学肥料を使用する）農業を批判する社会運動として、主流の農業による支配的な議論に対する対抗農業として発展し再生産するという試みとして始まったのである。その理由はトヴィー [Tovey 1997: 21-37] によれば、当時の慣行農業は特に 1980 年代に生産量を最大化するために大量の農薬と化学肥料を使用していたからである。そして EU における有機農業の発展は、新しいタイプの農業と社会の相互関係として重要であったという。なぜなら、有機農業は個人や農業以外の他の団体、例えば生物学者、環境科学者、環境運動家や消費者団体と良好な関係を作ることができたからである。

これらのことから、有機農業は特にその草創期から少なくとも 1990 年代の発展段階においては、環境運動や有機農業運動という社会運動としての側面を強く持っていたと言える。

カルドー [カルドー 2003: 117] によると、有機農業団体や国際 NGO 「IFOAM（国際有機農業運動連盟）」に牽引された有機農業運動は、環境問題に関わる「新しい社会運動」のひとつに分類される。ヨーロッパでは、1924 年にルドルフ・シュタイナー博士がドイツでバイオダイナミック農法として知られる有機農業を始めた。この農法で作られたオーガニック食品はそ

れを認証する有機認証機関、デメター協会の名前でヨーロッパや世界各地で老舗のブランドとしてもよく知られている [Greer 2002: 454]。イギリスにおいては、1940年代にレディ・バルフォアによって創設されたソイルアソシエーション（英国土壌協会）が、1960年代には有機認証活動を始めた。それ以降、本格的な有機農業運動はEU加盟各国のイタリア、フランス、オーストリアなどで1970年代に入って始まった。

ランプキン [Lampkin et al. 1999: 2] らによれば1980年代には、デンマークやドイツ、フィンランド、スウェーデンなどのいくつかの国で、有機農業、粗放的な草地利用、多年度の休耕等による粗放型の農業を支援する粗放化政策が導入され農業環境政策による環境直接支払いなどの財政的支援が始まった。その後農業環境政策の影響によってスカンジナビア半島や地中海地域で有機農業の力強い継続的な成長が見られた。

グリー [Greer 2002:459] は、IFOAM（国際有機農業運動連盟）が1972年に世界中の有機農業を発展させるために、有機生産基準（オーガニック基準）の同等性を推進するという政策の実現などを目指して設立されたと主張する。その目的は、有機農業運動を拡げ、情報や専門知識やアイデアを交換するためのグローバルな協力のための共通の場を提供することである。IFOAMは、グローバルな有機農業運動を押し進めるオーガニックセクターの統括団体として世界各国で活動している。

そして、IFOAMは有機農業に関する国際的な政策決定にも政策提言活動やロビー活動を通じて関わっている。IFOAMの使命は、有機農業運動をそのすべての多様性において、リードし、結びつけ、支援することである。IFOAMの目標は、有機農業の原理に基づいた生態学的に、社会的に、そして経済的に健全なシステム

の世界的な導入である [IFOAM :2008]。

IFOAMは、EUで言えば前出のドイツのデメター協会やイギリスのソイルアソシエーションのような有機農業運動を展開するオーガニックNGOや有機農業団体の連盟として構成されている団体である。それでは、ここでイギリスの有機農業運動を牽引しているソイルアソシエーション（英国土壌協会）について見てみよう。

グリー [Greer 2002: 458] によれば、ソイルアソシエーションは全国に3万人以上のメンバーを持ち、100人近いスタッフを雇用し、イギリスのオーガニック生産物の約7割を認証している団体だ。ソイルアソシエーションは様々なレベルで活動しているが、オーガニック基準の設定や、有機農業に関する政策提言活動やロビー活動、農家を支援することや有機農業やオーガニック食品の宣伝活動（アドボカシー活動やキャンペーン）も行っている。そして団体としては英国において公共的な活動をする非営利団体である。1-3でも見てきたように、遺伝子組み換え生物（GMO）の栽培と遺伝子組み換え食品（GM食品）の販売が始まった1990年代後半のイギリスでは、国際環境NGOの地球の友やグリーンピースなどによる遺伝子組み換え生物（GMO）に関する政策提言活動や「遺伝子組み換え生物反対キャンペーン」に関する報道がメディアを通じて盛んに行われた。まだ科学的には証明されていない遺伝子組み換え生物の安全性を見極めるため、遺伝子組み換え生物の栽培やGM食品の流通を5年間凍結することを訴えた「5年凍結（5 years freeze）」キャンペーンや、グリーンピースの事務局長やスタッフが政府の遺伝子組み換え生物実験農場へ侵入して、作物を引き抜いて逮捕されるという直接行動キャンペーンも行われた。その後彼らは、獄中からの自分たちの主張を大きく新聞に



取り上げられていた。有機農業団体のソイルアソシエーションも BSE（牛海綿状脳症）や動物福祉、遺伝子組み換え食品に反対するキャンペーンを張り、結果的に「遺伝子組み換え生物が入っていない」オーガニック食品の安全性に対する消費者の意識が高まって需要も増えることにつながった。グリーは、これらの団体が EU レベルの遺伝子組み換え生物や有機農業に関する政策決定に、政策提言活動やロビー活動を通じて関わっていることを紹介している。つまり、IFOAM の構成メンバーは、環境問題の解決のためにも有機農業運動を展開してきたのである。

### 2-3. 有機認証と IFOAM オーガニック基礎基準

この節では、EU が有機農業の急速な発展を支えた有機認証制度を導入するために制定した「EU オーガニック基準」の制定過程に IFOAM による政策提言活動などを通じた関与があったかどうかを見ていきたい。

このテーマに関しては、グリー [Greer 2002]、リード [Reed 2001]、ミカエルセン [Michelsen 2001] らによる有機農業政策に関する有機農業団体の政策提言活動やロビー活動に関する研究や元 IFOAM 理事長の Rundgen [Rundgen 1998] の報告を参考にする。

ミカエルセン [Michaersen 2001: 5] は、1990 年代には幅広い有機農業に対する政治的な興味が EU レベルで高まっていたと指摘する。この状況が、① 1991 年の「オーガニック食品の表示に関する規則 [EEC/2092/91]」の施行と、② 1992 年の共通農業政策 (CAP) 改革による有機農業に対する財政的支援の規則である「農業環境政策 [EEC/2078/92]」の導入につながったという。

グリー [Greer 2002: 462] によれば、この時期に消費者による環境問題への不安から慣行農

業への否定的な評価が高まり、同時に過剰になっていた農産物の供給を抑制したいという要望も膨らんだという。それに加えて一般的な CAP 改革の必要性が叫ばれて、有機農業の財政支援へ向かうムードを作り出す助けになり、オーガニックセクターに相当の資源（税金）を使うという政策決定に対して影響を及ぼしたという。そして、この時期の EU の有機農業やオーガニック食品市場の急速な成長自体も、EU のオーガニック政策に関する政策決定の過程に大きな影響をもたらしたと指摘する。つまり、有機農業の成長を支持する一般消費者の声と環境保護への意識がひとつになって有機農業の発展を支援する重要なふたつの規則の導入に大きな影響を及ぼしたということである。

ミカエルセンは、オーガニック基準によるオーガニック食品の表示規則を以下のように記述している。

「この規則は、輸入されたものも含めてオーガニック食品として販売される前に、適合すべき最低限の要求を設定したものである。それは、ラベル表示と広告をカバーし、検査・認証制度の性格を規定し、(畜産品の)生産のための給餌の実践やストックの割合、(農産品の)病気と害虫のコントロールに使われる製品のルールを条件として要求するものである。EU 加盟各国は、有機生産に対する検査・認証の仕組みを設立しなければならない。そして検査・認証機関は当局による機関か、当局により認定された民間機関（※有機認証団体）でなければならない。民間の機関を利用する場合、加盟国は監督官庁を指定し、監査と認定を行わなければならない」[Michaelsen 2001: 455]。

そしてグリーも EU の有機認証制度は公正な競争を支援し、消費者からの信頼の高めることを目的としているという [Greer 2002: 456]。

ランプキン [Lampkin et al. 1999: 95] らに

よれば、オーガニック基準は消費者の信用を促進させ、不正な取引による市場の侵食を防止する意図で作られた。また、オーガニック食品の市場を発展させることも、その目的であり、確かに有機農産物やオーガニック食品の市場は発展してきたが、一方で小規模の生産者や自然食品店などの発展を妨げる役割を果たしたことも否めない。それは検査・認証にかかる経費と様々な官僚的な手続きが、これらの小規模な経営を営む団体には負担となった可能性があると指摘している。これは有機農業運動によるオーガニック食品市場のビジネスとしての発展が産んだひとつのアイロニーと言える。とはいえ、この有機認証制度の市場への浸透なしには消費者のオーガニック食品に対する信頼は得られず、現在のような状況にはなっていないであろう。

IFOAMの元理事長で、スウェーデンの有機認証団体(KRAV)の創設者でもあった Rundgren [Rundgren 1998: 14] は、有機認証はある意味で有機農業運動団体である有機認証団体によるマーケティング手法のひとつであると述べている。つまり有機認証は、有機農業生産者が生産物をオーガニック食品として販売するための手法であり、これによって生産者はオーガニック食品市場により高い価格で参入することでリスクとコストをカバーすることが可能となる。また有機認証の必要性は、スーパーでの店頭販売のように生産者と消費者の間に距離がある状況を前提としている点にポイントがある。つまり、利害関係者の間で生産に関する理解と信用が欠けているような状態においてこそ、有機認証というシステムが必要なのである。

つまり、日本における宅配などのクローズドマーケットによる生産履歴などの情報を十分に提供できる環境での販売や、信頼関係に基づく直接取引を前提とする「産消提携」、アメリカ

を中心に欧米諸国でみられる「CSA(地域が支える農業)」などでは「第三者認証」である有機認証制度は基本的には必要ない。そのため自然食品店やスーパーでの店頭販売でオーガニック食品が広がったEUでは、有機農業運動としてもオーガニック食品市場を広げるために有機認証制度が必要であった。有機認証制度は、社会全体における有機農業のイメージを向上させ、オーガニック食品の信頼と明確さを向上させる。そして有機農業の財政的支援を促進している。

これまで見てきたように、そもそも有機認証制度はEU加盟各国の有機農業団体が、自らの団体の農産物を他との違いを明確化して差別化するために1970年代頃に始めた制度である。それを有機農業団体が、1980年代に頻発した「有機栽培の偽装表示」によって失われかけた消費者と生産者の権利を守るために、各国の当局に対する政策提言活動やロビー活動を通じて各国レベルの法制度として導入した。

つまりIFOAMなどの努力により、EUレベルの有機認証制度につながる「オーガニック食品の表示に関する規則[EEC/2092/91]」の導入を有機農業団体がリードしたのである。

それでは実際に、誰がこの有機認証制度を始めたのかを検証しよう。EUのオーガニック食品表示規則による有機認証制度の政策過程や、国とEUレベルの有機認証制度の歴史についてIFOAMなど有機農業団体の影響を確認するためにランプキン[Lampkin et al. 1999]らによる主張を見てみよう。

「歴史的には、有機農業の検査・認証のためのオーガニック基準設立を主導したのは、民間の有機認証団体であった。これらの団体の大多数は、コントロールシステムを設立するために有機認証団体を作ったのではなく、それよりもアドバイザー団体、生産者団体もしくは消費

者団体としてスタートした。いくつかの国は国の法律として1980年代に有機農業のためのオーガニック基準を策定して有機認証制度を設立したが、それ以外の国ではそのような法律も検査・認証制度もなく、国からは独立して民間団体が有機認証制度を運用していた。－中略－IFOAMの『オーガニック基礎基準』は、有機農業を規制する国レベルの法律やEUのオーガニック食品表示規則[EEC/2092/91]と現在策定中のコーデックス委員会のグローバルなオーガニック食品基準の発展のための重要な要素であり、これらのオーガニック基準の策定に対しても多大な影響を与えて続けている。』[Lampkin et al. 1999: 82]

一方、EUが加盟国全体に共通する有機認証制度を導入するもうひとつのきっかけがあった。ミカエルセン [Michaelsen 2001: 15]によるとEUのオーガニック食品市場の発展を受けて、有機認証団体は、ドイツを筆頭に1980年代以降のEU各国で順次増えていった。しかし、それぞれの団体が有機農業に対する独自の考え方と歴史的な背景を持っているため、1980年代後半になると、消費者から見てどの有機認証団体を選ばいいのか分かり難い状況が生まれ、特にドイツのオーガニック市場を中心に混乱を来す場面も出てきたのである。

そこで、元IFOAM理事長の Rundgren [Rundgren 1998: 24] は、有機農業を定義する法律（有機認証制度）の導入は、消費者の混乱を回避して生産者を守り、ついにはオーガニック食品市場の発展を支援することになると考えたという。そしてIFOAMは、自らのオーガニック基礎基準をベースにして、EUレベルでの有機認証制度の導入を欧州委員会に対して提案して、オーガニック基準の策定などを支援することにしたのである。これらのことから、EUの有機認証制度は、IFOAMに代表される各国

の有機農業団体による民間の検査・認証機関が始めたものだということができる。そして、その後各国の有機農業団体が各国の当局と協力して、それぞれの国の有機認証制度（オーガニック食品の表示規則）を消費者と生産者を守るための法律として制定していったのである。そしてIFOAMが1980年に初めて策定した「IFOAMオーガニック基礎基準」は、国レベル、EUなどの地域レベル、そしてWTOが国際食品貿易の拠り所とするコーデックス委員会によるグローバルレベルのオーガニック基準の制定過程とオーガニックの発展に大きな影響を与えていると言えることができる。そのことをグリーは以下のようにまとめている。

「新しい社会運動として始まった各国の有機農業運動の担い手である有機農業団体は、国やEUレベルのオーガニック基準などのスタンダードセッティングの先導者であり、政策提言活動やロビー活動の担い手であり、有機農業生産者の支援とオーガニック食品の推奨者なのである」[Greer 2002: 458]。

以上のことから、IFOAMは1970年代から現在に至るまで、EUの有機認証制度をリードし、その中心になる「EUオーガニック基準」策定過程で、「IFOAMオーガニック基礎基準」をそのベースにした政策提言活動などを通じて大きな影響を与えていることが検証された。

### 3. 農業環境政策と環境 NGO

ここまで、1970年代から続くEUの有機農業とオーガニック食品市場の急速な発展に寄与した「有機認証制度（オーガニック食品の表示規則）」に対する有機農業団体や国際 NGO、IFOAMの影響について見てきた。

一方で、オーガニック食品の高まり続ける需要を満たすのは有機農業による有機農産物やオーガニック食品の原料となる素材の生産であ

る。つまり有機農業に関わる生産者が増えることが、オーガニック食品市場発展のための重要な要件であった。この要件を満たすための重要なもうひとつのオーガニック政策がある。1992年のCAP改革によって導入された、生産者が休耕や粗放化生産や環境保全プログラムへの参加を条件に生産者に環境財を生産する為の費用として直接支払うことを決めた「農業環境政策 [EEC/2078/92]」である。この政策の導入により1994年から有機農業や環境保全型農業への転換によって被ったコストと放棄した所得を補償する「環境直接支払い制度」が始まった。

ランプキン [Lampkin et al. 1999: 2] によれば、この制度により、市場からは切り離された直接の所得補償が行われたことで、慣行農法から環境保全型農業や有機農業へ転換する際の経済的リスクが減った。そのことが生産者を後押しして、EUにおける有機農業の発展に貢献したのである。第3節では、この農業環境政策が1992年にEUで制定されるまでの政策過程に環境NGOや有機農業団体が政策提言活動を通じて関わったかどうかについて検証していく。

ここでは、EUの農業環境政策とイギリスの環境NGOなどの政策提言活動に詳しいエデル [Egdell and Thomson 1999] や欧州委員会へのロビー活動に詳しいマゼー [Mazey and Richardson 1993] を参考にする。

### 3-1. 共通農業政策 (CAP) 改革と農業環境政策

第2章の3節でも触れたように、1990年代に入ると環境問題への不安から、地下水を汚染し、土壌流出の原因となり野生生物や野生植物に悪影響をもたらす農薬や化学肥料を多用する慣行農業への否定的な評価が高まった。また増産のための補助金政策の影響で過剰になってい

たEU域内で生産される農産物の供給を抑制する必要からCAP改革の必要性が叫ばれた。合田素行 [合田 2002] らによれば、その結果行われた1992年のCAP改革 (マクシャリー改革) によって、EU域内の農産物価格の引き下げと、その分の所得を補償する直接支払いの導入が段階的に行われてきた。「環境直接支払い」の導入は農業環境政策 [EEC/2078/92] によるが、この政策が有機農業への転換を後押しして、1990年代からの有機農業とオーガニック市場の急速な成長を支援した。その後、農業環境政策は1998年のCAP改革「アジェンダ2000」で採択された「農村振興に対する欧州農業指導保証基金 (EAGGF) の助成に関するEU規則 [EC/1257/1999]」に取り込まれた。これにより、2000年以降は、農村振興政策が農業環境政策を含んだ条件不利地域対策等と一本化されCAPの第2の柱として位置づけられた。この政策では、環境保護と農村維持の双方を合わせて農業環境とし、支援の対象としては環境と景観等の保護および向上と両立し得る農地の利用法等があげられている。具体的には、有機認証制度でそのことを認定された有機農業がこの制度の受け皿となった。また2000年以降はこの改革により、これまでは自主的参加とされていた、環境に配慮した最低限の農業活動「適切な農業活動 (Good Agricultural Practice)」について、これを超えた環境保全的な活動に参加しなければ価格引き下げ分の補償金の直接支払いは行われないこととなった。

「アジェンダ2000」は、EUの拡大による財政逼迫を見越して2000～2006年のCAP政策と予算を見直したものだが、農産物価格のさらなる引き下げによる国際競争力の向上、食品の安全性、品質の保証、農業社会維持のための安定的所得と適正生活水準の確保、環境保全、動物愛護、環境目標の取り込みが打ち出され、農

業の多面的機能を強調した環境保全政策と農業政策のさらなる統合を目指した「ヨーロッパ農業モデル」が打ち出された。

つまり、1992年のCAP改革で導入された農業環境政策（環境直接支払い制度）は、その6年後のCAP改革「アジェンダ2000」によって採択された農村振興に対する助成に関するEU規則[EC/1257/1999]のなかでも、引き続き環境と景観等の保護と向上につながるとして有機農業や環境保全型農業がその助成の対象となったのである。

### 3-2. 農業環境政策の政策過程と環境 NGO

それではここで、このCAP改革による農業環境政策が1992年にEUに導入されるまでの政策過程において環境NGO等の政策提言活動が行われたかどうかについて確認していきたい。

エデル[Egdell and Thomson 1999: 123]は、EUの共通農業政策(CAP)改革と発展に関して、例えば英国の環境NGOがその政策に影響を及ぼすためにどのような政策提言活動をしたかについて議論している。英国の農業漁業食糧省(MAFF)は当時のCAP改革のための政策決定における最も重要なアクターのひとつであった。しかしながら、環境NGOなどのロビイストは、MAFFだけをターゲットとせず、欧州委員会と欧州議会、そして経済社会委員会もロビー活動の対象としていた。そしてCAP改革には様々な種類のNGOが興味をもっていたという。それは、慣行農業を行っている従来の農業者団体や有機農業団体、食品産業に関係する業界団体や消費者団体や環境NGOだった。そのなかでも最も重要なNGOが職業農業者協会(COPA)であったという。このNGOはEU加盟15カ国からの31の組合と協会による国境を越えた連盟であった。

そして、CAP改革による農業環境政策の導入に対して主要で積極的な政策提言活動やロビー活動を展開していたのが3つの国際環境NGOだったという。それはヨーロッパ環境事務局(EEB)、世界自然保護基金(WWF)とバードライフ・インターナショナル(国際野鳥の生態を守る会)である。野鳥の生態を守る会は、百万人の会員を擁し、EEBはEUに150の会員団体を抱えていた。エデルはこれらの「国際的なアドボカシーネットワーク(政策提言ネットワーク)」は、他団体と連合を組んで行動する傾向があることを指摘している。それは、彼らとその広範な会員組織と地理的なカバー力が、ブリュッセルにおける影響力を増すことにつながると確信しているからである。これらの団体はCAP改革を環境問題との関連において影響を及ぼそうと試みたのである。

エデル[Egdell and Thomson 1999: 125]は、CAP改革における実際のNGOによる影響を測る小さな調査の結果を発表した。これは1996年に20の英国のNGOに対して電話とメールで行われたものである。そしてその調査の目的は、彼らのCAP改革の政策提言活動を確認することである。実際には、NGOのロビー活動による政策への影響の有効性を判断するのは難しい。従って、この調査ではその評価は主観的なものになる。客観的にその効果を測定する手段はまだ持ちえていないからだという。そこで調査をする場合、被験者の有効性に対する感覚も求めるように勧めている。その結果、研究者たちはNGOに彼らの政策提言活動について、彼ら自身がCAP改革にどのくらい有効だと考えているかを確認した。その結果は、農業団体がEUの政策決定への影響に対する有効性に最も肯定的だったという。英国農業者組合(NFU)のような団体は、MAFFやEU委員会との詳細な議論に参加できたことから、技術的な政策

への影響について特に有効性があったと考えている。そしてほとんどの環境 NGO は、農業環境政策に関してはかなりの有効性をもって影響を与えられたと感じている。ただ、これは主観的な感想なので、数量化して現すことができない情報である。

そしてエデル [Egdell and Thomson 1999: 126] は、実際のロビー活動において NGO は、欧州委員会の委員に単に依頼の手紙を送るだけでなく委員会のなかで様々なレベルの対象をターゲットにしている傾向があることがわかったという。他の有効な EU 官僚や政治家との接触は国会や国際会議などの場においてである。そして政策提言活動には、メディアを使うことも有効だという。例えば、特に政策提案を狙うときにブリュッセル版のフィナンシャルタイムズ誌にそのテーマに関する効果的な記事が載ることも、政策決定者に影響を与える可能性があるという。そして昨今の EU レベルのロビー活動において、EU 地域全体の規則や指令を宣伝したい場合には他団体との協調的なアプローチが必要だと主張する。

一方でマゼー [Mazey and Richardson 1993: 210] は、EU 官僚は本当に欧州委員会の政策過程に歩調を合わせて貢献することができるヨーロッパレベルの連盟や国レベルの協会や組織と協働したいと考えているという。つまり、EU の政策に効果的に影響をおよぼすような地位につくのは、欧州委員会からの提案に共通のレベルで迅速に対応できる、多様性と会員制による組織力を持つ NGO の国際的な連盟などの場合が増えているのである。環境 NGO の政策決定への役割について、エデルは環境 NGO や農業 NGO のロビイストが、政策提言においてテーマとする政策に関する具体的な情報を提供することが、重要な構成要素になっているという。例えば、EU 官僚や政治家が政策議論に影

響を与えようと模索していたとしよう。その時に彼らの同僚を説得するために、もし彼らがそのテーマに関する信頼すべき定量的データを持っていることを示すことができれば、その官僚は対抗者に対して反対の立場で説得できるという。その意味からも、農業環境政策に向けた CAP 改革における政策提言活動において、情報を持っている環境 NGO はデータ収集とデータ分析の最前線に立っていることになる。エデルは、(環境問題に対する豊富な実証データを持つことで) NGO はいまや EU 官僚や生産者との政策議論をする際に、相手側から出された確固たる根拠のないデータを批判するか、自らの根拠あるデータをもった提案を受け入れられるかのどちらかを選ぶという、主導的な地位に自らを置いていると指摘する。つまり環境 NGO や有機農業団体による政策提言活動が、実際の政策に影響を及ぼすことができるかどうかは、欧州委員会の官僚が求めるレベルの確度の高い情報を、求められた場合にすぐ提供できるかという対応能力にかかっているというのだ。

最後にエデル [Egdell and Thomson 1999: 129] は、環境 NGO の未来について EU 機関の変化は NGO の役割に重大なインパクトを与えるだろうという。欧州委員会での農業・農村振興総局アドバイザー委員会のメンバー拡大に関する最近の議論では、政策決定の仕組みを消費者や環境 NGO に対して、農村振興の利益に向けて広げていく可能性があるという。それに加えて、欧州委員会と国際 NGO の協同による政策決定過程は、よりオープンな形になっていくことが奨励されるべきであると指摘している。

以上のことから、EU における農業環境政策の政策過程に、高い専門性と組織力を持った環境 NGO や農業団体などが必要な情報提供など

を通じて関わったことを検証することができた。

### むすびに

本稿を通じて、EU の①「有機食品の表示規則（有機認証制度）」と②「農業環境政策（環境直接支払い制度）」の政策過程におけるIFOAM や国際環境 NGO などが政策提言活動を通じて及ぼした影響について検証してきた。

①に関しては、IFOAM が 1970 年代から現在に至るまで、EU 有機認証制度の導入をリードし、その中心になる「EU オーガニック基準」策定過程で、「IFOAM オーガニック基礎基準」をそのベースにした政策提言活動などを通じて大きな影響を与えていることが確認された。具体的には、EU の有機認証制度を導入する際に、流通・小売業はより多くの農産物が安価に欲しいため、EU オーガニック基準を、民間の有機農業団体が運用しているオーガニック基準よりも緩い基準に設定することを望む傾向があった。それをかなり厳しい基準である IFOAM のオーガニック基礎基準をベンチマークとさせることで、EU オーガニック基準の低レベル化を防ぐことに成功した。このことが、消費者からの EU オーガニック市場の信頼性を得ることにつながり、有機農業の飛躍的な発展につながった。このことは、IFOAM など有機農業団体による長年にわたる現場での実践の積み重ねによる実績と、定期的な欧州委員会や EU 官僚へのロビー活動を通じた信頼関係を構築してきたことを条件として成立したと考える。

②に関しては、環境 NGO や農業団体などが、欧州委員会の農業・農村振興に対して、現場での環境保護活動、調査研究活動などの積み重ねにより蓄積されたノウハウや情報を提供することを通じて政策提言活動やロビー活動を展開してきたことが検証できた。その影響については

今後のさらなる検討が必要である。

〔投稿受理日 2009.9.26 / 掲載決定日 2009.11.24〕

### 注

- (1) 筆者は IFOAM 本部に 2007 年 12 月から 3 ヶ月勤務した。その間に本部スタッフや執行部の世界理事会メンバーにインタビューなどを行った。本稿ではその情報も参考にした。筆者も 2008 年 6 月に世界理事メンバーに選ばれた。

### 参考文献

- EEC/2092/91: Council Regulation (EEC) No. 2092/91 of 24 June 1991 on organic production of agricultural products and indications referring thereto on agricultural products and foodstuffs. OJ L 198, 22/07/1991, p. 1.
- EEC/2078/92: Council Regulation (EEC) No. 2078/92 of 30 June 1992 on agricultural production methods compatible with the requirements of the protection of the environment and the maintenance of the countryside. OJ L 215, 30/07/1992, p. 85.
- EC/1257/1999: Council Regulation (EC) No 1257/1999 of 17 May 1999 on support for rural development from the European Agricultural Guidance and Guarantee Fund (EAGGF) and amending and repealing certain Regulations. OJ L 160, 26/6/1999, p. 80.
- EEC/676/91: Council Directive of 12 December 1991 concerning the protection of waters against pollution caused by nitrates from agricultural sources. OJ L 375, 31/12/1991, p.8.
- Anheier, H., Glasius, M., and Kaldor, M. (2000) *Global Civil Society* yearbook, 2001. Oxford University Press, Oxford.
- Egdell, J. and Thomson, K. (1999) The Influence of UK NGOs on the Common Agricultural Policy, in: *Journal of Common Market Studies*, Volume 37 Issue 1, Blackwell Publisher, Oxford, pp.121-131.
- Greer, A. (2002) Policy Network and Policy Change in Organic Agriculture, in: *Public Administration*, Volume 80 No. 3, Blackwell Publishers, Oxford, pp.453-473.
- Kaldor, M. (2003) *Global Civil Society: An Answer to War*.

- Polity Press, Cambridge.
- Lampkin, N., Foster, C., Padel, S. and Midmore, P. (1999) The Policy and Regulatory Environment for Organic Farming in Europe. *Organic Farming in Europe: Economics and Policy*, Volume1, Universität Hohenheim, Stuttgart – Hohenheim.
- Mazey, S. and Richardson, J., (Eds.) (1993) *Lobbying in the European Community*; Oxford University Press, Oxford.
- Michelsen, J. (2001) Recent Development and Political Organic Farming EU, in: *Sociologia Rurals*, Volume 41 Issue 1, Blackwell Publishers, Oxford, pp.3-20.
- Reed, M. 2001 'Fight the future!' How the contemporary campaigns of UK organic movement have arisen from composting the past, in: *Sociologia Rurals*, Volume 41 Issue 1, Wiley-Blackwell, Oxford, pp.131- 145.
- Rundgren, G. (1998) *Building Trust in Organics: A guide to setting up organic certification programs*, IFOAM&IOAS,Bonn.<[http://www.ifoam.org/growing\\_organic/7\\_training/t\\_materials/4\\_quality\\_assurance/building\\_trust.php](http://www.ifoam.org/growing_organic/7_training/t_materials/4_quality_assurance/building_trust.php)> 25/9/2009
- Sbragia, AM. (2000): Environmental Policy. Economic Constraints and External Pressures, in: Wallace, H. Wallace, W. (eds.): *Policy-Making in the European Union*, 4th edition, Oxford University Press, Oxford, pp. 293-316.
- Tovey, H. (1997) Food, Environmentalism and rural sociology: on the organic farming movement in Ireland, in: *Sociologica Rurals* Volume 37 Issue 1, Wiley-Blackwell, Oxford, pp.21-37.
- Willer, H., and Yussefi, M., (2008) *The World of Organic Agriculture: Statistics and Emerging Trends 2008*. IFOAM, Geneva.
- IFOAM ジャパン (2003) 『安心安全食品の動向』総合市場研究所
- 合田素行編 (2002) 『農業環境政策と環境支払い – 欧米と日本の対比 –』農業総合研究所
- 天笠啓祐 (2006) 『遺伝子組み換え食品はいらない』家の光協会
- 石井圭一(2002)『フランス農政における地域と環境』農林水産政策研究叢書 農文協
- 市田知子 (2001) 『ドイツにおける農業環境政策の展開』農林水産政策研究叢書 農文協
- 大山利男 (2005) 『のびゆく農業』-EUの有機農業アクションプラン- 農政調査委員会
- 大山利男 (2003) 『有機食品システムの国際的検証』日本経済評論社
- 馬橋憲男・高柳彰夫 (2007) 『グローバル問題とNGO・市民社会』明石書店
- カルドー, メアリー (2007) 『グローバル市民社会論』法政大学出版局
- 澤登早苗 (2002) 『IFOAM 有機生産及び加工のための規範 2002 年版』日本有機農業研究会
- 葛谷栄一 (2003) 『海外における有機農業の取組動向と実情』筑波書房
- 坪郷實 (2007) 『ドイツの市民自治体 – 市民社会を強くする方法』生活社
- 長松美希 (2004) 『EUの有機アグリフードシステム』日本経済評論社
- 日本有機農業学会編 (2002) 『有機農業 – 政策形成と教育の問題 –』コモンズ
- 農林水産省経済局国際部国際企画課海外情報室 (2000) 『EU 共通農業政策の概要』農水省
- 松田裕子 (2005) 『EU 農政の直接支払い制度：構造と機能』農林統計協会
- 横川洋 (1999) 『先進諸国の農業・農村環境政策』『農業と環境問題』(嘉田良平・西尾道徳編著) 農林統計協会 151-189 頁 所収
- 福士正博 (1992) 『ヨーロッパの有機農業』家の光協会